

前橋市内の飲食店で発生した食中毒に対する処分について

1 内容のあらまし

令和5年11月24日（金）14時頃、市内の医療機関から、「市内の飲食店が提供した食品が原因の食中毒疑いの患者が入院している」旨の通報が前橋市保健所がありました。

通報により、患者及び患者を診察した医師に聞き取り調査を実施し、患者が利用した対象施設（下記4、以下同じ）を立入調査しました。その結果、以下のことが判明しました。

患者は、対象施設が提供した食品を喫食した後に中毒症状を呈したこと、中毒症状は「パリトキシン様毒」を摂取したことによる症状及び潜伏期間に合致していたこと、対象施設で喫食した食品の他に中毒症状を呈する食品の喫食がなかったこと及び患者を診察した医師から食中毒届が提出されたことから、対象施設で提供された食品を原因とする食中毒事件と断定しました。なお、患者は現在も入院中です。

- 発症日時 令和5年11月21日（火） 19時
- 発症者 喫食者2人中2人（50代女性、20代男性） ※調査中
- 主な症状 全身の激しい筋肉痛、発熱
- 病因物質 動物性自然毒（パリトキシン様毒（推定））
- 原因食品 11月21日（火）昼に当該施設で提供された食品
 - ・ブダイ煮付定食（ブダイ煮付、わかめ酢の物、漬物 他）
 - ・ぶりの刺身盛り合わせ定食（ぶり刺身、煮豆、わかめ酢の物、漬物 他）

2 対象施設への措置

食品衛生法第55条に基づく営業停止命令（同法第6条第2号違反によるもの）

3 期間

営業停止3日間（令和5年11月25日（土）から令和5年11月27日（月）まで）

4 特記事項

前橋市の食中毒発生状況（令和5年11月25日現在）

	発生件数	患者数	死者数
2023年*	3	27	0
去年同期	1	43	0
2022年	1	43	0
（2022年の欄は1月1日～12月31日の集計）			

* 本件を含まない

★動物性自然毒：パリトキシン様毒★

パリトキシン様毒はアオブダイ属アオブダイやハコフグ属ハコフグなどの有毒魚に含まれる毒成分です。魚における有毒部位は、筋肉、肝臓、消化管、その他の内臓で、加熱調理しても毒性は失われず、加熱調理により毒成分は煮汁などに移行すると考えられています。主症状は横紋筋の融解に由来する激しい筋肉痛（横紋筋融解症）で、しばしば黒褐色の排尿（ミオグロビン尿症）を伴うこともあります。また、重篤な場合には死に至ることもあります。

1953年から2020年にかけて、少なくとも46件の発生があり、患者総数は145名（うち死亡者8名）です。

- | | |
|---------|--|
| ★ 中毒原因魚 | ブダイ科アオブダイ属のアオブダイ、ハコフグ科ハコフグ属のハコフグ
ブダイ科ブダイ属のブダイ、ハコフグ科コンゴウフグ属のウミスズメ |
| ★ 症 状 | 横紋筋融解症、ミオグロビン尿症、呼吸困難、歩行困難、胸部の圧迫、麻痺、
けいれんなど
おおむね12～24時間で発症し、回復には数日から数週間かかります。 |
| ★ 予 防 法 | 有毒魚の喫食を避ける以外に明確な予防法はありません。 |

本件に関するお問い合わせ

衛生検査課 食品衛生係

電 話 027-220-5778



【ブダイとして仕入れた魚の残品】
（当該原因食品とは別のロット品）
上の魚 未処理
下の魚 煮魚用として処理
（うろこ、えら、内臓除去）

※R5.11.24対象施設において撮影